

建振第1-1566号

令和4年1月20日

〒596-0816

大阪府岸和田市
尾生町7-4-1

阪口設備

阪口 康博 様

大阪府知事 吉村 洋文



一般建設業の許可について（通知）

令和3年12月23日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	大阪府知事 許可（般一 3）第 157346 号
許可の有効期間	令和4年1月20日から令和9年1月19日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和8年12月20日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）